

# 告示

## 埼玉県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
やまぐち歯科医院	山口 陽平	鴻巣市宮前二八八―一	令和三年三月一日
入間市駅前ビルデ ンタルクリニック	医療法人福吉会	入間市河原町一―三入間市 駅前ビル二〇四号室	令和三年三月一日
セキ薬局 春日部 大沼店	株式会社セキ薬 品	春日部市大沼三―一一八	令和三年三月一日
セキ薬局 春日部 緑町店	株式会社セキ薬 品	春日部市緑町六―三―二四	令和三年三月一日
おがわまち薬局	株式会社エスシ ーグループ	比企郡小川町大塚三二―七	令和三年二月一日
つくし薬局	AT株式会社	一 児玉郡上里町三町七六一―	令和三年三月一日
訪問看護リハビリ ステーションカ ルナ	株式会社ASS ET	飯能市美杉台三―一七―一 美杉台センタービル一〇―	令和三年三月一日
訪問看護ステーション ささえーる	合同会社Sup port Li fe	新座市野寺五―三―三七サニ ープレスキヤッスルA一〇二―	令和二年八月二日

松沢 幸美	川崎 聡太 郎	大柴 龍	齋藤 修一	氏名	住所
店 院 からだ元気治療 新座・朝霞	骨太郎接骨院	院 与野名倉堂整骨	プラム接骨院	名称	施術所
井ビル二〇一	戸田市美女木二二六―六	さいたま市浦和区上木崎一 ―九―一五グランデュオ南 街区一〇八―一	入間市東町一―六―七	所在地	指定年月日
一日 令和三年三月	一日 令和三年三月	二日 令和三年三月	一日 令和三年二月		

二 指定施術機関

訪問看護ステーションかえで桶川	訪問看護ステーションあやめ蓮田	訪問ナースステーションダレタメ	株式会社アクテ イ群馬	株式会社アクテ イ群馬	桶川市坂田西三―三五―六	一日 令和三年三月
株式会社アクテ イ群馬	株式会社ファーストナース	株式会社ダレタメ	蓮田市蓮田一―一六九ヴィラ エトワール一〇二号室	幸手市幸手五三五二―二	桶川市坂田西三―三五―六	一日 令和三年三月
桶川市坂田西三―三五―六	幸手市幸手五三五二―二	幸手市幸手五三五二―二	幸手市幸手五三五二―二	幸手市幸手五三五二―二	桶川市坂田西三―三五―六	一日 令和三年三月
一日 令和三年三月	一日 令和三年三月	一日 令和三年三月	一日 令和三年三月	一日 令和三年三月	桶川市坂田西三―三五―六	一日 令和三年三月